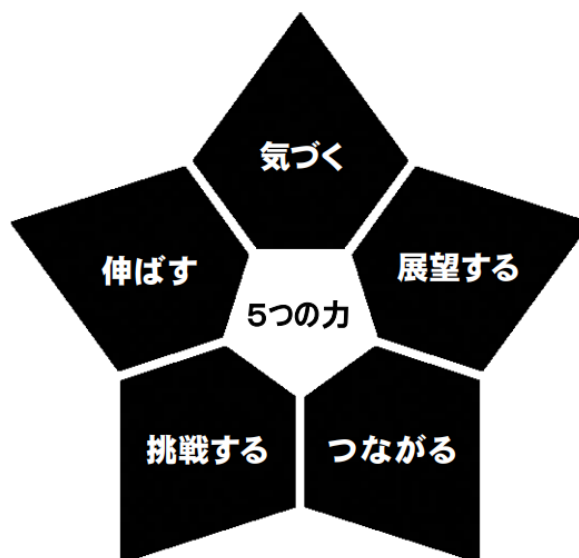


1 求められる教員の資質能力

教員に求められる資質能力の向上

教育基本法は、我々日本国民の願いを「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献すること」と示し、この理想を実現するために「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」（教基法前文）ことを定めている。教基法第9条では、「教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と定めている。教員は、教基法の理念に則り、常に自ら資質能力の向上に努めていかなければならない。

京都府の教員に必要な5つの力



■気づく力

児童生徒一人一人を深く理解し、寄り添った指導ができるよう、小さな変化にも**気づくことができる力**

■伸ばす力

豊かな人間性と高い専門性に基づく優れた指導力を有し、児童生徒一人一人が豊かな未来を切り拓いていけるよう、それぞれの個性や能力を最大限に**伸ばすことができる力**

■挑戦する力

探究心や自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を高めながら、諸課題の解決に向け、**挑戦することができる力**

■つながる力

他の教職員、保護者や地域社会、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担しながら、組織的・協働的に諸課題を解決するため、チームの一員として**つながることができる力**

■展望する力

次代を担う人材に必要な学びを提供できるよう、広い視野で時代や社会、環境の変化を的確につかみ取り、未来を**展望することができる力**

求められる京都府の
教員像



求められる京都府の教員像については、京都府の教員に必要な5つの力に基づいて示されている。

児童生徒の変化に「気づく力」
児童生徒の可能性を「伸ばす力」
自らを高め、新たな課題に「挑戦する力」
学校内外の多様な人材と「つながる力」
広い視野で未来を「展望する力」

京都府教員等の資質
能力の向上に関する
指標



京都府教育委員会では、どのような資質能力が必要とされているかを具体的に捉えることができるよう、「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を平成30年3月に策定した。この指標では、「基本的資質能力」、「人権」、「学習指導」、「生徒指導」、「マネジメント」、「チーム学校」、「京都ならではの教育」の7つの観点とそれぞれの観点ごとの主要素、教員等が計画的にキャリアアップを図っていけるよう、5つのステージと目安となる採用後の経験年数を設定している。

教員等の資質の向上を図ることは、児童生徒等の教育を充実することには他ならない。児童生徒等の学びと教員等の学びは相似形となることが重要であり、個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、児童生徒等の学びのみならず、教員等の学びにもまた求められており、教員等の学びが児童生徒等の学びのロールモデルとなることが期待される。

令和5年3月の改定では、教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示した。また、研修等を通じて教員等の資質能力の向上を図る際の目安として、教職キャリア全体を俯瞰しつつ、自らが位置する段階に応じてさらに高度な段階を目指す手掛かりとなるものであり、効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起する体系として整理した。

京都府の教員等一人一人は、本指標を踏まえ、計画的かつ効果的に資質能力の向上に向けて取り組むことが期待されている。

心がけのススメ



京都府総合教育センターでは、教職員である以前に社会人として自覚ある行動がとれるよう「心がけのススメ～新しく教職員になる皆さんへ～」を、本書の別冊として作成しているので、活用されることが望ましい。



《参考資料》

- 「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」
(京都府教育委員会 令和5年3月改定 令和6年3月事務職員指標策定)
- 「求められる京都府の教員像」 (京都府教育委員会 平成30年3月)
- 「教員の資質能力向上プラン～これからの時代に対応した新しい人材育成等について～」
(京都府教育委員会 平成30年12月)
- 「心がけのススメ～新しく教職員になる皆さんへ～」 (京都府総合教育センター 令和7年4月)